

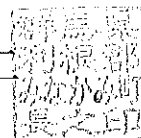
みなかみ町告示 第126号

第10期 みなかみ町分別収集計画について

容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第8条の規定に基づく、第10期みなかみ町分別収集計画は次のとおりとする。

令和4年9月1日

みなかみ町長 鬼頭 春 二



第10期みなかみ町分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけみなかみ町においては最終処分場がなく、本町所有の処理施設においても中間処理された後の最終的な残さ処分は民間業者等に委託している状況である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物において大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集すること、並びに地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進することに努め、一般廃棄物の減量及び再生資源の有効利用を図り、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・ごみの減量及び分別の啓蒙啓発活動等を通して分別意識の向上を目指す

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,239 t	1,214 t	1,190 t	1,166 t	1,143 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・分別収集の実施にあたっては、アンケート調査等を行うことにより町民の意識を把握し、ごみ分別表の見直しを含め、回収率が上がるような工夫を図る。
- ・本町の行政区並びに各種団体等対してリサイクル活動を推進するとともに、ごみの減量化及び分別についても啓蒙を図る。
- ・学校や地域社会の場における環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。
- ・買い物袋の持参の啓発などスーパーマーケット等での小売包装の抑制に取り組む。
- ・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用の促進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び現状の分別状況、収集経費等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。また、収集に係わる分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
上記以外の紙製の容器	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの。	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記） ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	14 t		13 t		13 t		13 t		13 t	
主としてアルミ製の容器	22 t		21 t		21 t		20 t		20 t	
無色のガラス製容器	(合計) 39 t		(合計) 38 t		(合計) 38 t		(合計) 37 t		(合計) 37 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	39 t	0 t	38 t	0 t	38 t	0 t	37 t	0 t	37 t	0 t

茶色のガラス製容器	(合計) 42 t		(合計) 41 t		(合計) 40 t		(合計) 40 t		(合計) 39 t	
	(引渡) 42 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 41 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 40 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 40 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 39 t	(独自処理) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 36 t		(合計) 36 t		(合計) 35 t		(合計) 34 t		(合計) 34 t	
	(引渡) 36 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 36 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 35 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 34 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 34 t	(独自処理) 0 t
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	126 t		126 t		125 t		125 t		125 t	
上記以外の紙製の容器	(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 5 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 5 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 5 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 5 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 5 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょうゆその他の主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 50 t		(合計) 49 t		(合計) 48 t		(合計) 47 t		(合計) 46 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 50 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 49 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 48 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 47 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 46 t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの。	(合計) 80 t		(合計) 80 t		(合計) 80 t		(合計) 79 t		(合計) 79 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 80 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 80 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 80 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 79 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 79 t
(うち白色トレイ)	(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 1 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

人口変動率は次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
17,392人 (対前年度比) 98%	17,044人 (対前年度比) 98%	16,703人 (対前年度比) 98%	16,369人 (対前年度比) 98%	16,042人 (対前年度比) 98%

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、直近年度の分別基準適合物等の収集実績を基に、過去の実績量を考慮し算定した。

なお、プラスチック製容器包装類に関しては、過去の実績がないため、令和3年度の可燃ごみ収集実績量を基に推定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、ごみの減量化及び回収率を上げるために自治会や市民団体等による集団回収については、平成23年度より実施しているが今後も構成団体数の拡充など積極的に推進する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

ごみの減量化及び処理経費の削減等からプラスチック容器包装の分別収集を令和5年度から計画するが、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物の収集については、総合的かつ広域的な計画の中で施設整備を検討していく。